

発委第3号



令和5年12月21日

丹波篠山市議会議長 小島 政行 様

提出者 議会運営委員会
委員長 足立 義則



丹波篠山市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

市民に開かれた身近で信頼される議会の実現に向け、議会の門戸が、障がいのある人にも広く開かれていることを、議会の最高規範である議会基本条例に、明記するため、所要の改正を行う。

丹波篠山市議会基本条例の一部を改正する条例

丹波篠山市議会基本条例（平成23年篠山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

前文中「不断の努力を重ね」の次に「、合理的配慮を基本理念とし」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

丹波篠山市議会基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地方議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、民意を幅広く吸収し、様々な争点を政治過程にのせることにより、市民福祉の向上を推進していくことが期待されている。また、地方分権、地域主権時代を迎え、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことにより、地方議会は持てる権能を十分に駆使して、行政監視機能と政策立案機能を充実、強化し、最良の意思決定に導く必要がある。</p> <p>丹波篠山市議会（以下「議会」という。）は、これまでの取り組みを更に前進させ、地方分権、地域主権時代における議会が担うべき役割を果たすため、平成20年6月に議会のあり方研究会を設置して、議会改革に取り組んできた。</p> <p>私たちは、先人がこれまで連綿と築いてきた議会活動の歴史と伝統を尊重するとともに、丹波篠山市の未来に向けた新たな価値の創造に責任を持たねばならない。そのためには、不変と可変を見極めた上で、改革を将来にわたって担保し、たえず見直し発展させる必要がある。このような認識のもと、不断の努力を重ね、市民に開かれた身近で信頼される議会、市民の負託に応えられる議会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>地方議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、民意を幅広く吸収し、様々な争点を政治過程にのせることにより、市民福祉の向上を推進していくことが期待されている。また、地方分権、地域主権時代を迎え、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことにより、地方議会は持てる権能を十分に駆使して、行政監視機能と政策立案機能を充実、強化し、最良の意思決定に導く必要がある。</p> <p>丹波篠山市議会（以下「議会」という。）は、これまでの取り組みを更に前進させ、地方分権、地域主権時代における議会が担うべき役割を果たすため、平成20年6月に議会のあり方研究会を設置して、議会改革に取り組んできた。</p> <p>私たちは、先人がこれまで連綿と築いてきた議会活動の歴史と伝統を尊重するとともに、丹波篠山市の未来に向けた新たな価値の創造に責任を持たねばならない。そのためには、不変と可変を見極めた上で、改革を将来にわたって担保し、たえず見直し発展させる必要がある。このような認識のもと、不断の努力を重ね、<u>合理的配慮を基本理念とし</u>、市民に開かれた身近で信頼される議会、市民の負託に応えられる議会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>